

# 兵庫県公報

平成27年3月31日 火曜日 第8号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

	ページ
<b>企業庁管理規程</b>	
○ 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	1
<b>教育委員会規則</b>	
○ 兵庫県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則	2
○ 兵庫県教育委員会規則等の公布に関する規則等の一部を改正する規則	3
○ 公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	5
<b>教育委員会訓令</b>	
○ 公印規程の一部を改正する訓令	5
<b>教育長訓令</b>	
○ 兵庫県教育委員会教育事務所処務規程の一部を改正する訓令	6
○ 本庁文書管理規程の一部を改正する訓令	6
○ 校舎等管理規程の一部を改正する訓令	6
○ 教育委員会公舎管理規程の一部を改正する訓令	7

## 公布された法令のあらまし

- 兵庫県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則**（教育委員会規則第7号）  
平成27年度の事務執行体制の整備を図るため、所掌事務等について所要の整備を行うこととした。
- 兵庫県教育委員会規則等の公布に関する規則等の一部を改正する規則**（教育委員会規則第8号）  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、議会の同意を得て、地方公共団体の長が任命した教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとされること等に伴い、次に掲げる規則について所要の整備を行うこととした。
  - 1 兵庫県教育委員会規則等の公布に関する規則
  - 2 兵庫県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
  - 3 兵庫県教育委員会会議規則
  - 4 教育財産管理規則
  - 5 兵庫県教育委員会事務決裁規則
  - 6 兵庫県教育委員会行政組織規則
  - 7 兵庫県教育委員会会議傍聴規則
- 公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則**（教育委員会規則第9号）  
へき地手当の対象となる学校の統廃合等に伴い、所要の整備を行うこととした。

## 企業庁管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。  
平成27年3月31日

兵庫県公営企業管理者 荒木一聡

### 兵庫県企業庁管理規程第2号

#### 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和41年兵庫県企業局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。  
第2条第4項及び第11条中「一般職員」の右に「及び単純な労務に雇用される職員」を加える。  
附則第14項中「合計額に同表に定める割合」とあるのは、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ

れ同表の右欄に掲げる字句とし、「給料月額に同表に定める割合」とあるのは、「給料月額に同表に定める割合から、当該割合に100分の50を乗じて得た割合を減じて得た割合」を「次の表の左欄に掲げる字句は、同表の中欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」に改め、同項の表を次のように改める。

合計額に同表に定める割合	別表第 6 の加算割合が100分の20である職員	合計額に同表に定める割合から、当該割合に100分の40を乗じて得た割合を減じて得た割合
	別表第 6 の加算割合が100分の15である職員	合計額に同表に定める割合から、当該割合に100分の36.7を乗じて得た割合を減じて得た割合
	別表第 6 の加算割合が100分の10である職員	合計額に同表に定める割合から、当該割合に100分の20を乗じて得た割合を減じて得た割合
給料月額に同表に定める割合	別表第 7 の割合が100分の20である職員	給料月額に同表に定める割合から、当該割合に100分の45を乗じて得た割合を減じて得た割合
	別表第 7 の割合が100分の15である職員	給料月額に同表に定める割合から、当該割合に100分の43.4を乗じて得た割合を減じて得た割合
	別表第 7 の割合が100分の10である職員	給料月額に同表に定める割合から、当該割合に100分の40を乗じて得た割合を減じて得た割合

別表第 6 企業職給料表(2)の款を削る。

附 則

この管理規程は、平成27年 4月 1 日から施行する。

### 教 育 委 員 会 規 則

兵庫県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

兵庫県教育委員会  
委員長 高 崎 正 弘

#### 兵庫県教育委員会規則第 7 号

##### 兵庫県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則

(兵庫県教育委員会行政組織規則の一部改正)

第 1 条 兵庫県教育委員会行政組織規則(昭和58年兵庫県教育委員会規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

第18条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

第22条を次のように改める。

(組織)

第22条 教育事務所に、次の 2 課を置く。

総務課

教育振興課

第24条第13号及び第14号を次のように改める。

(13) 県立学校との連絡に関する事。

(14) 県費負担教職員の研修(教育課程に関するものを除く。)に関する事。

第24条第14号の次に次の 6 号を加える。

(15) 県費負担教職員の任免その他の人事に関する事。

(16) 県費負担教職員の給与その他の勤務条件に関する事。

- (17) 県費負担教職員の公務災害に関すること。
- (18) 教育職員の免許事務に関すること。
- (19) 第13号から第18号に掲げるもののほか、教職員に関すること。
- (20) 前各号に掲げるもののほか、教育振興課の所掌に属しないこと。

第25条を次のように改める。

第25条 削除

第26条第 2 号中「研修（教育事務所の他課の所掌に属するものを除く。）」を「教育課程に関する研修」に改める。

第27条を次のように改める。

第27条 削除

第27条の 2 を削る。

第34条の表管理部の項中「研修企画課」を削る。

第35条の 2 を削る。

第36条中第 6 号を第 8 号とし、第 2 号から第 5 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同条第 1 号中「企画及び調整」を「総合調整」に改め、同号の次に次の 2 号を加える。

- (2) 指導力向上を要する教員の研修に関すること。
- (3) 県立学校の職員の研修に関すること。

第76条第 3 項を削る。

第77条の表参事の項の次に次のように加える。

班	長	課の事務のうち、担当事務について、上司の職務を補佐するとともに、当該事務を処理する。
---	---	--

第79条の 3 第 4 項中「県立図書館」を「県立美術館、県立図書館」に改める。

第80条の 2 の見出しを「(班長等)」に改め、同条の表職名の項の次に次のように加える。

班	長	課の事務のうち、担当事務について、上司の職務を補佐するとともに、当該事務を処理する。
---	---	--

(兵庫県教育委員会事務決裁規則の一部改正)

第 2 条 兵庫県教育委員会事務決裁規則（昭和53年兵庫県教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 9 号中「教育次長、」の右に「参事（行政職 9 級の者に限る。）」を、「副館長並びに」の右に「県立美術館、」を加える。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。



兵庫県教育委員会規則等の公布に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

兵庫県教育委員会  
委員長 高 崎 正 弘

兵庫県教育委員会規則第 8 号

兵庫県教育委員会規則等の公布に関する規則等の一部を改正する規則

(兵庫県教育委員会規則等の公布に関する規則の一部改正)

第 1 条 兵庫県教育委員会規則等の公布に関する規則（昭和39年兵庫県教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第14条」を「第15条」に改める。

第 2 条中「行なう」を「行う」に改める。

(兵庫県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部改正)

第 2 条 兵庫県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（昭和39年兵庫県教育委員会規

則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「委任」の右に「等」を加え、同条中「第26条」を「第25条」に改め、同条に次の1項を加える。

2 教育長は、前項の規定により委任された事務に係る裁決又は決定をしたときは、委員会に報告しなければならない。

(兵庫県教育委員会会議規則の一部改正)

第3条 兵庫県教育委員会会議規則(昭和39年兵庫県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第1条中「第15条」を「第16条」に改める。

第2条から第4条までの規定中「委員長」を「教育長」に改める。

第5条中「委員長」を「教育長」に、「行なう」を「行う」に改める。

第6条中「行なう」を「行う」に改める。

第6条の2中「第13条」を「第14条」に改める。

第7条から第10条まで及び第13条から第15条までの規定中「委員長」を「教育長」に改める。

(教育財産管理規則の一部改正)

第4条 教育財産管理規則(昭和46年兵庫県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条」を「第21条」に改める。

第11条第4号中「行なわない」を「行わない」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「あつては」を「あつては」に改める。

(兵庫県教育委員会事務決裁規則の一部改正)

第5条 兵庫県教育委員会事務決裁規則(昭和53年兵庫県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第7号及び同条第8号を削り、同条第9号を同条第7号とし、同条第10号から第20号までを2号ずつ繰り上げる。

(兵庫県教育委員会行政組織規則の一部改正)

第6条 兵庫県教育委員会行政組織規則(昭和58年兵庫県教育委員会行政組織規則第9号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第18条」を「第17条」に改める。

第9条中第23号を第24号とし、第4号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第1条の4に規定する総合教育会議に関すること。

第9条2中第6号を第8号とし、第4号及び第5号を2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項に規定する教育振興基本計画の策定に関すること。

(5) 法第1条の3に規定する大綱の策定に関すること。

第75条中「は、教育委員会があらかじめ指定する」を「において、法第13条第2項の規定に基づき職務代理人となる教育委員が行う職務のうち、当該職務代理者が指定した事務については、」に改める。

(兵庫県教育委員会会議傍聴規則の一部改正)

第7条 兵庫県教育委員会会議傍聴規則(平成4年兵庫県教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条から第4条まで及び第6条中「委員長」を「教育長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項に規定する旧教育長(以下「旧教育長」という。)が在職する場合には、旧教育長の教育委員会の委員としての任期が満了する日(当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日)までの間は、第2条の規定による改正後の兵庫県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第1条第2項の規定、第3条の規定による改正後の兵庫県教育委員会会議規則第2条から第5条まで、第7条から第10条まで及び第13条から第15条までの規定、第5条の規定による改正後の

兵庫県教育委員会事務決裁規則第4条の規定、第6条の規定による改正後の兵庫県教育委員会行政組織規則第75条の規定並びに第7条の規定による改正後の兵庫県教育委員会会議傍聴規則第2条から第4条まで及び第6条の規定は適用せず、第2条の規定による改正前の兵庫県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第1条第2項の規定、第3条の規定による改正前の兵庫県教育委員会会議規則第2条から第5条まで、第7条から第10条まで及び第13条から第15条までの規定、第5条の規定による改正前の兵庫県教育委員会事務決裁規則第4条の規定、第6条の規定による改正後の兵庫県教育委員会行政組織規則第75条の規定並びに第7条の規定による改正前の兵庫県教育委員会会議傍聴規則第2条から第4条まで及び第6条の規定は、なおその効力を有する。



公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

兵庫県教育委員会  
委員長 高 崎 正 弘

**兵庫県教育委員会規則第9号**

**公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則**

公立学校教職員のへき地手当等に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表へき地学校の款3級の項を削り、同款1級の項宍粟市の目中「野原小学校」を削り、同項南あわじ市の目を削り、同表準へき地学校の款美方郡香美町の目中

「射添小学校 村岡学校給食センター」	を	「射添小学校 出石特別支援学校みかた校 村岡学校給食センター」
-----------------------	---	---------------------------------------

郡佐用町の目を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**教 育 委 員 会 訓 令**

**兵庫県教育委員会訓令第1号**

本 庁  
教 育 事 務 所  
県 立 学 校  
教 育 機 関

公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 3月31日

兵庫県教育委員会  
委員長 高 崎 正 弘

**公印規程の一部を改正する訓令**

公印規程（昭和43年兵庫県教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「まつ消」を「抹消」に、「なつた」を「なった」に改める。

第8条中「職員に」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「平成26年改正法」という。）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる平成26年改正法による改正前の」に改め、「場合を除き、」の右に「職員に」を加える。

第9条第2項中「公印の」を「教育委員会印及び教育長印の」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

教 育 長 訓 令

兵庫県教育長訓令第 2 号

本 庁  
教 育 事 務 所

兵庫県教育委員会教育事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 3月31日

兵庫県教育長 高 井 芳 朗

兵庫県教育委員会教育事務所処務規程の一部を改正する訓令

兵庫県教育委員会教育事務所処務規程(昭和43年兵庫県教育長訓令甲第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号及び第 5 号中「教育振興室長、」を削り、「又は課長」を「、課長又は班長」に改める。

第 3 条の 2 を削る。

第 5 条中「又は教育振興室長」及び「又は所長」を削る。

第 7 条の 2 を削る。

第 8 条中「又は教育振興室長」及び「教育振興室長、」を削り、「又は課長」を「、課長又は班長」に改める。

第11条第 1 項中「又は教育振興室長」を削り、同条第 2 項中「又は教育振興室長は、」を「は」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年 4月 1 日から施行する。



兵庫県教育長訓令第 3 号

本 庁

本庁文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 3月31日

兵庫県教育長 高 井 芳 朗

本庁文書管理規程の一部を改正する訓令

本庁文書管理規程(昭和61年兵庫県教育長訓令第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「第14条」を「第15条」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年 4月 1 日から施行する。



兵庫県教育長訓令第 4 号

本 庁  
教 育 事 務 所  
県 立 学 校  
教 育 機 関

校舎等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 3月31日

兵庫県教育長 高 井 芳 朗

校舎等公舎管理規程の一部を改正する訓令

校舎等管理規程(平成 3 年兵庫県教育長訓令第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「(昭和31年法律第162号。)第23条」を「(昭和31年法律第162号) 第21条」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年 4月 1 日から施行する。



**兵庫県教育長訓令第 5 号**

本 庁  
教 育 事 務 所  
県 立 学 校  
教 育 機 関

教育委員会公舎管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 3月31日

兵庫県教育長 高 井 芳 朗

**教育委員会公舎管理規程の一部を改正する訓令**

教育委員会公舎管理規程（昭和58年兵庫県教育長訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。  
第 3 条第 3 項の表 A 公舎の項中「所長及び」を「所長、」に改め、「教育振興室長及び」を削る。

附 則

この訓令は、平成27年 4 月 1 日から施行する。